

あさひパークゴルフ場ライブカメラ設置事業者募集要項

1 目的

この募集要項は、旭市の観光 PR 並びに災害時の海岸の情報収集及び市の歳入の増加を図るため、旭市立公園条例別表で定める、公園使用料の金額以上でかつ、最高金額の使用料を提案した者とこれに次ぐ金額を提案した者の2者に対する、旭市立公園条例第11条第1項にもとづく占有許可により、あさひパークゴルフ場管理棟屋上に設置する防水型ケースに格納されたカメラを、インターネット回線などを介して接続し、周辺海岸の映像観測を行う機材（以下「ライブカメラ」という。）の設置及び管理運営を行う事業者を、募集することを目的としています。

2 募集物件

物件番号	設置場所	占有者数 設置台数	許可面積 (幅×奥行)	最低使用料 (年額)	備考
1	旭市中谷里 8340番地53 あさひパークゴルフ場管理棟屋上	2者 1者1台	100cm×100cm	7,700円	・ネットワークカメラと防水ケースは屋外に設置 ・通信機材（インターネット終端装置(ONU)、ブロードバンドルーター、回線切断時自動再起動装置(UPS)）は屋内に設置可能

※ ライブカメラ設置場所の詳細は、別添のライブカメラ設置予定箇所図を参照してください。

3 応募者資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税（個人の場合、所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。※課税されている場合
- (4) 過去3年間において、ライブカメラの設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (5) 法令等の規定により許認可等を要する場合には、許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
(法人の場合は、その役員もしくは役員予定者を含む。)

4 設置における主な条件

(1) 設置の根拠

本募集におけるライブカメラ設置の根拠は、旭市立公園条例第11条第1項で定める場合に該当します。

(2) 許可期間

使用許可期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年です。

(設置及び撤去に要する期間を含みます。)

上記期間満了後の許可については、旭市と占有許可受者との協議により決定します。

(3) 使用料等

① 使用料

後述の項目9で提示された金額をもって使用料(年額)とします。使用料は、旭市が発行する通知書で納入期限までに納付することとなります。なお、12か月に満たない年は月割で算定した額を納入していただきます。

② 電気料金

ライブカメラ設置に係る電気料金については設置許可受者の負担とし、毎年旭市がライブカメラの消費電力と電気料単価にもとづき算定する電気料金を、旭市が発行する納入通知書で、指定された期限までに納入していただきます。

③ その他経費

通信料金については、占有許可受者と通信事業者との直接契約とし、経費は占有許可受者の負担とします。また、ライブカメラの設置、撤去等及び維持管理に要する経費についても、占有許可受者の負担とします。

(4) 設置

① 屋外に設置する材料・取付金具等は、塩害、防食対策したものとしてください。

② 通信用ケーブルの引込みをする場合は、外被に損傷を与えないよう十分取扱いに注意し、「有線電気通信設備令」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」等に基づいて確実に行ってください。

③ ライブカメラ及び通信用機器(ONU, ブロードバンドルーター等)の設置作業は、通信事業者と占有許可受者が責任をもって行い、作業中は市の施設の運営に支障をきたさないようにしてください。

⑤ 工事日程については、事前に旭市と協議してください。

(5) 維持管理責任

① ライブカメラの故障、問い合わせ及び苦情については、占有許可受者の責任において対応してください。

② 停電等復旧後のライブカメラ及び機器の調整・再起動については、占有許可受者の責任において対応してください。

- ③ 市が公用のため、無償でライブカメラの映像を閲覧することを可能とし、その条件及び方法については別途、市と協議してください。

(6) 原状回復

占有許可受者は、設置許可期間が満了し、機材等の撤収を行うときは、旭市の指定する期日までに原状回復してください。

(7) ライブカメラ画像の制限

ライブカメラの解像度や撮影範囲を制限して、顔や車のナンバーなど、特定の個人を識別できる映像が映り込まないように調整してください。

5 応募申込等

申込みにあたっては本要項を熟読し、設置条件、現地の現況等をご自身で確認の上お申し込みください。

(1) 申込受付期間及び提出場所

- ① 期 間 令和8年2月2日(月)～令和8年2月20日(金)(土日、祝日を除く。)
- ② 時 間 午前8時30分～午後5時(正午から午後1時までを除く。)
- ③ 場 所 旭市都市整備課街路公園班(旭市役所2階)
〒289-2595 千葉県旭市ニの2132番地

(2) 提出書類

- ① 応募申込書(別記様式第1号)
- ② 使用料提案書(別記様式第2号)
 - ※ 使用料提案書のみを無地封筒に入れ、糊付けをして裏面の上中下3箇所割印し、表面に、件名・氏名(法人は商号又は名称)を記載してください。
- ③ 委任状(別記様式第3号)※法人で支店・営業所等に委任する場合
- ④ 設置するライブカメラの寸法、性能、消費電力等が確認できるもの
- ⑤ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)※法人の場合
- ⑥ 過去3年以内に自らが管理・運営するライブカメラを設置した実績がわかる書類(契約書等の写し)
- ⑦ 法人税(個人事業者の場合、所得税)の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書)
- ⑧ 市税に滞納のない証明書 ※課税されている場合
- ⑨ 印鑑証明書
 - ※ 上記⑤, ⑦, ⑧, ⑨は、提出日時点で発行から3か月以内の原本としてください。
 - ※

(3) 提出方法

提出書類を、申込受付期間中に提出場所まで持参、または簡易書留による郵送（令和8年2月20日（金）午後5時必着）にて提出してください。

6 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月3日（火）～令和8年2月10日（火）

午前8時30分～午後5時

下記のとおりライブカメラ設置箇所の現地説明会を実施します。事前に電話で参加申し込みが必要です。（申込先：旭市都市整備課街路公園班 TEL:0479-62-5354）

記

実施日時：令和8年2月9日（月）午後2時

集合場所：あさひパークゴルフ場管理棟前（旭市中谷里8340番地53）

(2) 受付方法

質問書（別記様式第4号）に記入の上、E-mailまたはファクシミリで提出してください。（質問書が届いたか、電話で確認してください。）

E-mail:gairo@city.asahi.lg.jp TEL:0479-62-5354 FAX:0479-64-1618

(3) 質問への回答

質問の回答は、令和8年2月12日（木）に旭市のホームページに掲載します。

8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの、又は記載内容が不明瞭なもの。
- ⑤ その他、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

9 設置許可申請候補者の決定方法等

(1) 決定方法

提出された書類をもとに、資格要件を満たすと認められた者のうち、提出した提案書の提案金額（年額）が7,700円以上でかつ、最高金額の提案を行った者及びこれに次ぐ金額を提示した者の2者を設置許可申請候補者に決定します。

なお、ライブカメラの設置場所等に関して要望がある場合、最高金額の提案を行った者を優先することとします。

(2) 設置許可申請候補者の公表

設置許可申請候補者を決定したときは、令和8年2月24日(火)に旭市ホームページ上で掲載します。

10 設置許可申請手続

(1) 設置許可申請

設置許可申請候補者に決定された者は、旭市立公園条例第11条に基づく許可申請を行っていただきます。なお、ライブカメラの設置方法または、旭市へのライブカメラ映像の提供方法については、申請書受付後に協議します。

(2) 申請書類

- ① 旭市立公園施設設置許可申請書
- ② ライブカメラの維持管理計画書(任意書式)

(3) 設置許可申請書の提出期限

提出期限は令和8年3月13日(金)とします。

11 問い合わせ先

旭市都市整備課 街路公園班(旭市役所2階)

〒289-2595 千葉県旭市ニの2132番地

TEL: 0479-62-5354

FAX: 0479-64-1618

E-mail: gairo@city.asahi.lg.jp